



TOKIO MARINE  
NICHIDO



# おすすめします！ 団体扱の損害保険

ココがポイント！“団体扱”  
ならではの特徴です。

あなたの会社で、お手軽にご利用いただけます。

保険料のお支払いはお給料からの天引き。手間がかかりません。

団体扱契約は、一般契約より割安な保険料でご契約いただけます。

※自動車保険では、現在のノンフリート等級も継承されます(他の保険会社、JA共済、全労済等を含みます。ただし、一部の共済を除きます。)。  
※団体扱分割払は一般契約と異なり分割割増がかからないので約5%割安となります。団体扱一時払は一般契約一時払に比べて5%割安です。

#### ＜団体扱の対象となる方＞

ご契約者は**今治市**に勤務し、**今治市**から毎月給与の支払いを受けている方(在籍出向者、職域労働組合または職域共済組織の事業に従事している方を含みます。)に限ります。なお、「自動車保険の記名被保険者(ご契約のお車を主に使用される方)および車両所有者、(補償を受けられる方)」は、ご契約者、ご契約者の配偶者、ご契約者またはその配偶者の同居の親族、ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族のいずれかの場合に、ご契約いただけます。

※配偶者の定義についての詳細は、「パンフレット兼重要事項説明書」をご確認いただくか、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

#### ＜団体扱に関するご注意＞

退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合、「保険料の集金に関する契約書」に定められた契約者の人数に不足する場合等には、団体扱・集団扱特約が失効し、残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

このチラシは、団体扱制度の概要についてご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また詳しい補償内容については「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)でご参照いただくか、代理店または東京海上日動にご請求ください。ご不明点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

お問い合わせ先

【代理店】

株式会社 愛媛総合センター

〒794-0042 愛媛県今治市旭町4丁目1-8

TEL:0898-23-2928 FAX:0898-22-3577

【保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

愛媛支店 今治中央支社

住所:〒794-0042 愛媛県今治市旭町3-2-13

TEL:0898-23-0390

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

0193-GN02-B09076-201911